

2020 年度体外循環技術認定士資格更新について

4 学会合同体外循環技術認定士認定委員会

更新規約

1. 資格更新は 5 年毎とする。(ただし 2020 年度のみ、申請は 2021 年とする)
2. 資格更新を希望される方は日本人工臓器学会 HP 内の認定士の箇所より必ず事前に申請を行ってください。
3. 資格更新に必要な条件
 - ・更新のために再度試験を受ける必要はない。
 - ・過去 5 年間(更新年を含む)の内に認定委員会が定めた日本胸部外科学会、日本心臓血管外科学会、日本人工臓器学会のセミナーで 10 ポイント以上取得したもの(日本人工臓器学会セミナーは 1 回 10 ポイントです)。日本人工臓器学会の教育セミナーは**第 36 回迄**のものが対象。
 - ・過去 5 年間(2020 年度迄)の内に日本体外循環技術医学会体外循環教育セミナーを 1 回以上受講していること。
 - ・常勤の病院勤務あるいは常勤に準じるものを原則とし、アルバイトは認めない。3 回以上更新したものはその限りでない。
 - ・過去 5 年間の 30 症例以上の『体外循環記録原本』の写しを添付すること ※1・2・3
 - ・以下に該当する者は除く。

- a. 精神病患者または向精神薬、覚醒剤、麻薬、大麻、アヘンの常用者、もしくはその影響が認められる者
 - b. 目が見えない者、耳が聴こえない者もしくは口がきけない者
- ・更新申請時において、引き続き 5 年間、日本人工臓器学会の正会員でありかつ体外循環技術医学会の会員であり、会費を完納していること

(注) いずれかの学会を退会された時点で更新申請ができなくなりますので、ご注意ください。

※1 2007 年より、更新時に 5 年間(原則 2015 年 1 月 1 日から 2019 年 12 月 31 日)で 30 例以上の症例提示が必要となっております。

※2 2011 年より、症例提示として認められる該当者は、体外循環記録の筆頭者である主操作者 1 名および 2 番目の操作者(指導者)となりました。(記録中の自らの名前を○で囲むこと)患者氏名や ID 等個人を特定される可能性のある情報は、提出時に削除すること

※3 2020 年度より第 5 回更新・第 6 回更新の方は症例の提示は必要ありません。

4. 手続き

HP 掲載の資格更新申請書および提出書類を、更新料 10,000 円を振り込んだ際の金融機関発行の利用明細(残高非表示または塗りつぶしのもの)の写しと共に、6 月 30 日(水)までに下記事務局へ提出する。

振込先：三菱 UFJ 銀行 江戸川橋支店 普通預金 0195506

名義名：タイガイジュンカンギジュツ

※振込人名の箇所には氏名の前に必ずオンライン一次登録番号を入力すること

5. 資格更新提出書類

- ①. 資格更新申請書
- ②. 10 ポイントに相当する日本胸部外科学会か日本心臓血管外科学会あるいは日本人工臓器学会の教育セミナーの写し。
- ③. 体外循環技術医学会教育セミナーの受講証（ネームカード）の写し。
- ④. 30 症例以上の『体外循環記録原本』の写しと『体外循環業務施行証明書』
- ⑤. 更新料を振り込んだ際の利用明細の写し

補 足

1. 移行措置として認められていた 1 年猶予措置は 2007 年より全廃されました。このためセミナー受講等の資格を満たせずに更新ができなかった場合は失効となり、再取得には再受験をしていただくこととなります。なお、症例数（30 症例）を満たせず失効した場合に限り、再取得に際して試験免除の救済措置を申請することができます。ただし、試験免除措置の申請期限は失効後 5 年以内とし、その間に本学会教育セミナーを 2 回受講し、且つ再度日本体外循環技術医学会教育セミナーカリキュラムを修了することが必要です。（詳細は学会ホームページ（受験要項）の「体外循環技術認定士認定資格の再取得について」を参照）
2. 体外循環技術認定士資格更新証明書は、追って更新者に直接送付されます。
3. 認定士の氏名は原則開示いたしません。
4. 更新規約 2.におけるポイント対象は、HP 内にあるポイント対象一覧を参照して下さい。
5. 問い合わせおよび送付先

4 学会合同体外循環技術認定士認定委員会事務局

〒112-0012 東京都文京区大塚 5-3-13 4 階 学会支援機構内

一般社団法人 日本人工臓器学会事務局内

E-mail : joint_nintei@asas-mail.jp

※上記問合せは、メールのみ受け付けます。